

II 労働安全衛生規則の改正に伴う熱中症予防管理者教育の開催

近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、その原因の多くには『初期症状の放置と対応の遅れ』が見られることから、重篤化させないための適切な対策の実施が必要となり、令和7年4月15日に労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されことになりました。

その施行内容は、現場において熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に罰則付きで義務化にされるために、令和7年5月より、熱中症予防管理者教育を堺労働基準協会と共催で開催いたしました。令和8年度も開催を計画しておりますので、是非ご参加をお願いいたします。

1. 教育科目

熱中症予防管理者教育の教育科目は、今回の労働安全衛生規則の改正内容、並びに令和7年2月28日に制定された、「令和7年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で求められている『熱中症予防管理者等の業務遂行に必要な労働衛生教育』の内容、及び『労働者を高温多湿作業場所において作業に従事をさせる場合には、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育』の内容も含まれています。

教育科目と教育時間は下表のとおりです。

教育科目	教育時間
(1) 熱中症の症状（職場における熱中症の特徴、熱中症が発生する仕組みと症状等）	30分
(2) 熱中症の予防方法（暑さ指数、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育等）	2時間30分
(3) 緊急の救急処置（緊急連絡網の作成及び周知、緊急時の救急措置）	15分
(4) 熱中症の事例（熱中症の災害事例）	15分
計	3時間30分

2. 受講者数（大阪西労働基準協会の受講申込者数）

熱中症予防管理者教育の受講者数は、大阪西管内及び管外の多くの事業場様よりご参加いただきました。下表のとおり、5月より4回開催し多くの皆様に受講していただきました。

年月	月日	受講者（名）
令和7年5月	5月23日	35
令和7年6月	6月16日	35
令和7年7月	7月9日	35
	7月23日	56
計		161

3. 教育会場



講習会会場の大正産業会館



講習会の風景